

## 様式第1〔第6条〕

## 特定工場変更届出書(一般用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

知立市長 殿

代理人が届け出る場合は、代理人からの届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付し、本人及びあて先、氏名又は代理人の名称・住所・代表者氏名を記載して下さい。

住所 愛知県〇〇市〇〇一丁目〇番地  
届出者 氏名又は名称 〇〇工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇  
(担当者) 施設管理課 〇〇 〇〇  
(電話) (1234) 56-7890 内線 321

担当者は、実質的な担当者の所属課名、氏名、連絡先電話番号を記載して下さい

工場立地法第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項の規定により、特定工場の変更について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場設置の場所	知立市山屋敷町板張 500 番地 (知立工場)	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	変更前	変更後
		自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類3113)	自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類3113) その他の航空機部分品・補助装置製造業 胴体部分(3149)
3	特定工場の敷地面積	25,000 m <sup>2</sup>	29,000 m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積	6,800 m <sup>2</sup>	8,800 m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の変更のための工事の開始の予定日	造成工事等	令和2年 6月 1日
		施設の設置工事	令和2年 6月 1日
※整理番号		工場で製造加工を行う製品名及び日本標準産業分類の4桁番号を記載し、製品の変更や追加がある場合は、変更前、変更後に区分しそれぞれ記載して下さい。 敷地面積や建築面積についても変更前後の区分ごとに記載して下さい。 なお、面積数値について小数点以下は切り捨てして下さい。	
※受理年月日			
※審査結果			

- 備考1 ※印の欄には記載しないこと。
- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
  - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
  - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては、施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
  - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

## 委任状の記載例

# 委 任 状

私は愛知県知立市山屋敷町板張 500 番地における〇〇工業株式会社知立工場工場長△△△△を代理人と定め、下記の事項を委任する。

### 記

1. 工場立地法に基づく届出についての一切の権限
2. 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律に基づく届出についての一切の権限

以上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇三丁目〇〇番〇号  
〇〇工業株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇

※ 前回届出時から委任の内容に変更がなく、委任行為が継続している場合は、原本の写しでも構いません。

〔届出者欄記載例〕

代理人による届け出の場合の様式 1 又は様式 B の届出者欄の記載例は次の通り

**東京都〇〇区〇〇三丁目〇〇番〇号**  
**〇〇工業株式会社**  
**代表取締役社長 〇〇〇〇**

上記代理人  
**愛知県知立市山屋敷町板張 500 番地**  
**〇〇工業株式会社 知立工場**  
**工場長 △△△△**

## 様式 B

## 特定工場変更届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

知立市長 殿

住所 愛知県〇〇市〇〇一丁目〇番地  
届出者 氏名又は名称 〇〇工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇  
(担当者) 施設管理課 〇〇 〇〇  
(電話) (1234) 56-7890 内線 321

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の変更について、次のとおり届出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場設置の場所	知立市山屋敷町板張 500 番地 (知立工場)	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	変更前	変更後
		自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類3113)	自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類3113) その他の航空機部分品・補助装置製造業 胴体部分(3149)
3	特定工場の敷地面積	25,000 m <sup>2</sup>	29,000 m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積	6,800 m <sup>2</sup>	8,800 m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の変更のための工事の開始の予定日	造成工事等	令和2年 6月 1日
		施設の設置工事	令和2年 6月 1日
※整理番号		※備考	実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること
※受理年月日			
※審査結果			

備考1 ※印の欄には記載しないこと。

2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。

3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

5 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては、施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。

6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

※小数点以下の数値は切り捨てること

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積(m <sup>2</sup> )		増減面積(m <sup>2</sup> )
		変更前	変更後	
第 1 製造工場	セー 1	1,000	1,500	+ 500
( 機械プレス工場 )	( セー 1 - 1 )	( 600 )	( 900 )	( + 300 )
( " )	( セー 1 - 2 )	( 400 )	( 600 )	( + 200 )
第 2 製造工場	セー 2	1,000	500	△ 500
第 3 製造工場	セー 3	1,000	1,500	△ 500 + 1,000
組立工場	セー 4	1,000	変更なし	± 0
ボイラー室	セー 5	100	"	± 0
航空機部品工場	セー 6	なし	1,500	+ 1,500
<div data-bbox="256 1043 732 1227" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     1. 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場などの場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。                      2. 生産施設単位に含まれる主要施設はセー 1 - 1、セー 1 - 2 といった枝番号を付し、その面積を ( ) 内に記載してください。                 </div>				<div data-bbox="1129 1010 1318 1111" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     新たな生産施設を 1,500 m<sup>2</sup>増設する場合                 </div>
<div data-bbox="70 1464 352 1559" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     セー 4、セー 5 の記載を省略した場合でも合計欄には含めて表示してください                 </div>				<div data-bbox="1145 1397 1278 1514" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     増減は、それぞれ延面積で表わしてください                 </div>
生産施設の面積の合計		4,100	6,100	△ 1,000 + 3,000

既存の生産施設に新たな生産施設を 500 m<sup>2</sup>増設する場合。

1,000 m<sup>2</sup>の既存生産施設を 500 m<sup>2</sup>廃棄する場合。

1,000 m<sup>2</sup>の生産を 500 m<sup>2</sup>スクラップするとともに同一単位の生産施設を 1,000 m<sup>2</sup>ビルドする場合。

備考 1 施設番号欄には、セー 1 からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。  
 2 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。  
 3 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、面積欄を変更前と変更後に区別し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。  
 4 増減面積欄には、法第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は、減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。  
 5 生産施設的面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区別し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設的面積の合計を記載すること。

※二種以上の業種に属する特定工場は本様式の「特定工場の業種別生産施設面積一覧表」を添付してください。

特定工場の業種別生産施設面積一覧表

生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積(m <sup>2</sup> ) (今回の変更面積)	製造製品名	業種の分類 (分類番号)	敷地面積に対する 生産施設の割合	既存の生産施設 用敷地計算係数
第1製造工場	セー1	1,500 (+500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
第2製造工場	セー2	500 (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
第3製造工場	セー3	1,500 (+1,000) (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
組立工場	セー4	1,000	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
ボイラー室	セー5	100	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
航空機部品工場	セー6	1,500 (+1,500)	航空機胴体部品	その他の航空機部分品・補助 装置製造業(3149)	65%	—

備考1 共用施設(各業種で共用する生産施設たる用役施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等))の生産施設面積は、それを使用している業種のうち準則値(敷地の面積に対する生産施設の割合)の厳しい方の生産施設に含めることとする。

2 今回の変更届出で、変更のない生産施設については記載を省略して差し支えない。

3 一つの業種に属する特定工場については、この様式の提出は要しない。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

緑地の種類と設置場所を記載してください

※小数点以下の数値は切り捨てること

1. 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
樹林地	北側周辺部	リー-1	1,400	2,800	+1,400
高低木混植地	西側周辺部	リー-2	300	400	+100
低木地	正面回り	リー-3	100	100	+100 △100
樹林・芝混植地	駐車場周辺部	リー-4	450	変更なし	±0
花壇	研究所前	リー-5	50	100	+50
緑地面積（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計			2,300	3,850	+1,650 △100
様式第1備考2で区別することとされた緑地の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
芝生地	研究所屋上	リー-6	なし	550	+550
様式第1備考2で区別することとされた緑地の面積の合計			なし	550	+550
緑地面積の合計			2,300	4,400	+2,200 △100
緑地以外の環境施設の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
テニスコート		カー-1	1,000	変更なし	±0
広場		カー-2	なし	500	+500
※柵、置石、塀などで区分された面積を測定してください。					
緑地以外の環境施設の面積の合計			1,000	1,500	+500
環境施設の面積の合計			3,300	5,900	+2,700 △100

緑地の位置を変更する場合

今回の届出で変更がない場合、記載を省略しても差し支えありません

増減は、それぞれ延面積で表わしてください

2. 環境施設の配置

	変更前	変更後	増減
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー-1～リー-4 カー-1	左欄と同じものにリー-6、カー-2を追加	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	3,250	5,800	+2,650 △100
配置について勘察した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	当工場の北側に小学校があるため、その方向に樹木を中心に配置し、その他緑地についても工場周辺部に配置するようにした。 また、テニスコートについては、病院と隣接した工場西側に配置しています。		

備考1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とすること。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー-1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあつては「ジー-1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー-1」と読み替えるものとする。

特に、当該工場周辺にある住宅、学校、病院などの施設の設置状況との関係を簡単に記載してください。

## 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称				
工業団地の所在地				
工業団地の面積				m <sup>2</sup>
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計				m <sup>2</sup>
工業団地共通施設の面積の合計				m <sup>2</sup>
うち緑地（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m <sup>2</sup>		
うち様式第1備考2で区別することとされた緑地	面積	m <sup>2</sup>		
うち緑地以外の環境施設	面積	m <sup>2</sup>	種類	
その他の共通施設	面積	m <sup>2</sup>	種類	
その他の施設	面積	m <sup>2</sup>	種類	
工業団地等の配置に関する概略図その他の説明				

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計				㎡
うち緑地(様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。)	面積	㎡		
うち様式第1備考2で区別することとされた緑地	面積	㎡		
うち緑地以外の環境施設	面積	㎡	種類	
事業者の負担する総額	設置費用		円	
	維持管理費用		円	
うち届出者の負担費用	設置費用		円	
	維持管理費用		円	
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明				

備考1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用(毎年 of 維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額)のそれぞれを記載すること。

2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用(毎年 of 維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額)のそれぞれを記載すること。

様式例第 1

変更に係る生産施設又は生産施設が稼働を開始する予定日を記載してください

## 事業概要説明書

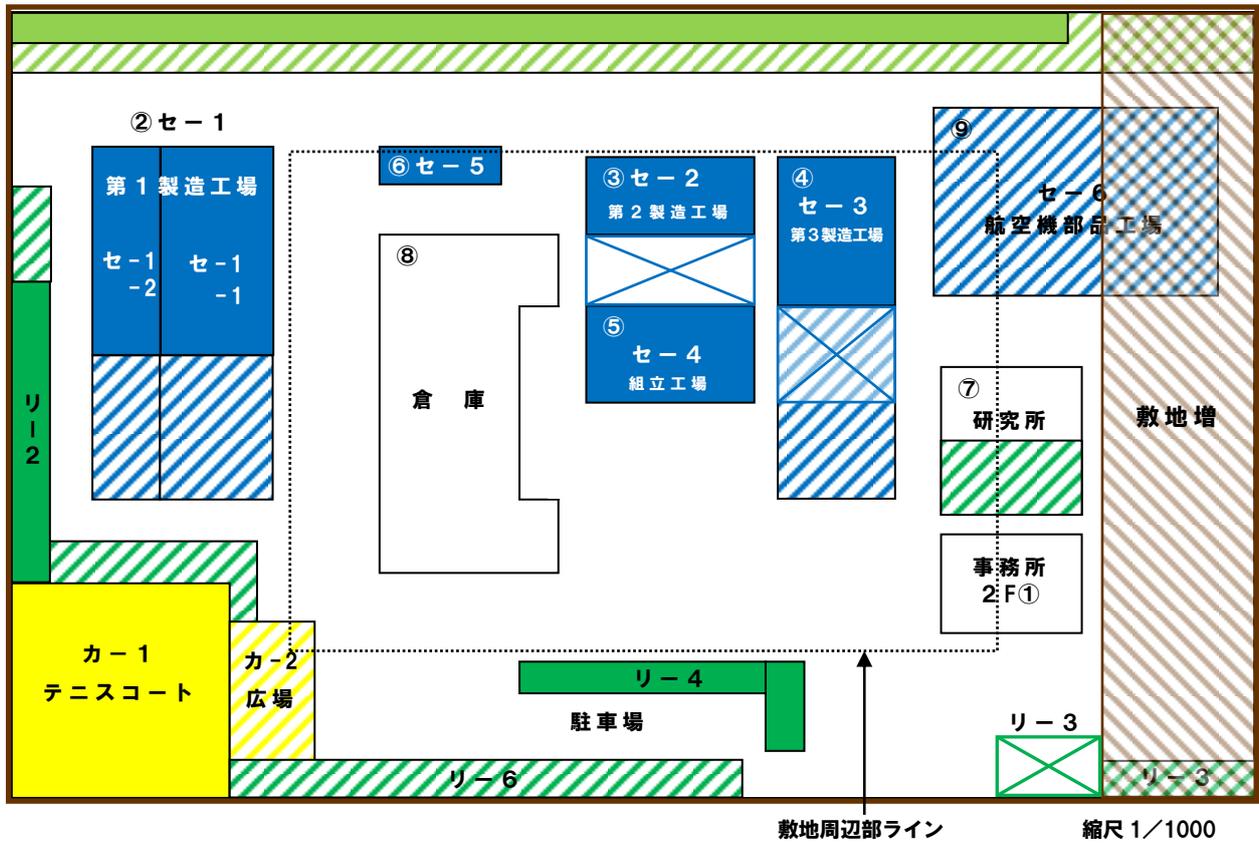
1	生産開始の日						令和 2 年 1 0 月 1 0 日					
2	主要製品別生産能力及び生産数量											
	製 品 名			生 産 能 力			生 産 数 量					
	燃料コック			1,000,000 個/月 (+ 300,000 個/月)			950,000 個/月 (+ 270,000 個/月)					
航空機胴体部品			20,000 個/月 (+ 20,000 個/月)			15,000 個/月 (+ 15,000 個/月)						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 生産能力を 300,000 個/月増加し、既存能力と合わせて 1,000,000 個/月にする場合 以下についても同様に記載すること             </div>												
3	水源別工業用水使用量 計 400 (+ 100) (単位：トン/日)											
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水					
400 (+ 200)				0 (Δ 100)								
4	電力の使用量 計 7,000 (+ 2,000) (単位：KWH/日)											
	買電による電力使用量						自家発電による電力使用量					
7,000 (+ 2,000)												
5	従業員数 計 350 (単位：人)											
	職 員	男 10	女 40	工 員	男 100	女 200	計	男 110	女 240			

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。(例 トン/日、m<sup>3</sup>/月/等)

2 様式例の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 を用いてください。

様式例第 2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図

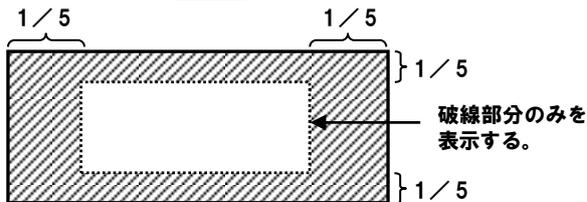


凡例

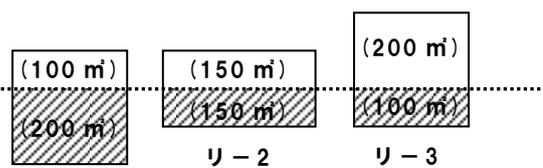
施設の名称	色彩	増設	廃止	既存
生産施設	青			
緑地	緑			
緑地以外の環境施設	黄			
敷地境界線 (線で囲む)	茶			

凡例

敷地周辺部 ( 部分 )



(例)



周辺部に配置される環境施設は、  
リー1：300 mとリー2：300 mと  
なる。

## 特定工場用地利用状況説明書

自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実にある土地を含む。

特定工場敷地面積	変更前	25,000 m <sup>2</sup>	うち自己所有地	変更前	25,000 m <sup>2</sup>
	変更後	29,000 m <sup>2</sup>		変更後	27,000 m <sup>2</sup>

都市計画法上の区域区分 (※右記の該当項目を○ で囲んで下さい。)	①工業専用地域	○②工業地域	③準工業地域	該当する都市計画法上の用途地域に○を付すこと。
	④住宅系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整区域	
	⑦未線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画なし	

特定工場用地利用状況説明図



当該工場の周辺 2km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林・農用地、学校・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示すること。

土地利用の現況と工場周辺との関係を記載すること。  
特に周辺地域の住民に対する関係を記載すること。  
【例】  
日曜、祝祭日には、野球場、テニスコートを周辺地域の住民に開放し、地域社会との融和に努めている。

特定工場の用に供する土地の説明

1. 土地の取得経緯
  - 昭和 30 年 6 月 ○○から取得
  - 田 10,000 m<sup>2</sup>
  - 畑 3,000 m<sup>2</sup>
  - 山林 12,000 m<sup>2</sup>
  - 昭和 30 年 10 月農地転用許可
  - 年○月 ○○から 2,000 m<sup>2</sup>取得予定
  - 年○月 ○○から 2,000 m<sup>2</sup>借地予定
  - 年○月 農地転用許可予定
2. 土地周辺の状況
  - 東側 住宅地
  - 西側 病院
  - 南側 他社工場
  - 北側 農地、学校
3. 周辺地域との関係
  - 略
4. 当該届出による変更後の
  - (1) 建ぺい率 27.6%
  - (2) 生産施設面積率 21.0%
  - (3) 緑地面積率 15.2%
  - (4) 緑地以外の環境施設面積率 5.2%
5. 将来計画
  - 将来的には、航空産業の工場として整備する。
6. 変更の目的
  - 第 1 工場等の増強を図るとともに、新たに航空機胴体部品の生産を開始する。

工場用地が農地の場合には、その転用許可の有無、予定を記載すること。  
なお、県条例等で開発行為の許可又は届出等が必要な場合は、その予定時期などについて記載すること。

今回の届出で変更がない場合は、記載を省略して差し支えない。

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実にある土地を含みます。 縮尺 1/
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
  - 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
  - 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

様式例第 4

特定工場の新設等のための工事の日程

年月		工 事 の 日 程									
		2年 6月	年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 11月	年 12月	3年 1月	年 2月	年 3月
工事の種類											
造成（埋立）工事											
敷地増											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第1製造工場	セ-1										
第2製造工場	セ-2										
第3製造工場	セ-3										
航空機部品工場	セ-6										
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
植林地	リ-1										
高低木混植地	リ-2										
低木地	リ-3										
花壇	リ-5										
芝生地	リ-6										
広場	カ-2										
その他の主要施設の設置工事											
事務所											
倉庫											

生産施設の生産開始の日までに完了するようにすること。

特定工場における建築面積一覧表

番号	建築物の名称	施設番号	建築面積(m <sup>2</sup> )		建築延面積(m <sup>2</sup> )		備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	
①	事務所		300	変更なし	500	変更なし	
②	第1製造工場	セ-1	1,000	1,500	1,500	2,000	
③	第2製造工場	セ-2	1,000	500	1,000	500	
④	第3製造工場	セ-3	1,000	1,500	1,000	2,500	
⑤	組立工場	セ-4	1,000	変更なし	1,000	変更なし	
⑥	ボイラー室	セ-5	100	変更なし	100	変更なし	今回の届出で変更がない場合、記載を省略して差し支えありません。
⑦	研究所		900	変更なし	900	変更なし	
⑧	倉庫		1,500	変更なし	3,000	変更なし	
⑨	航空機部品工場	セ-6	0	1,500	0	1,500	
合計			6,800	8,800	9,000	12,000	

変更がなく、記載を省略した場合も、合計欄には含めてください

(注) 法第8条第1項(変更)の届出で、今回建築面積の変更がない場合はこの様式は不要

特定工場変更届出書の概要

既存工場（昭和49年6月28日以前に設置されている工場等又は新築工事中の工場等）の場合のみ記載してください。

工場名		〇〇工業株式会社 知立工場			
細分類番号		(P1) 3113	(P2) 3149	(P3)	(P4)
生産施設の面積	P <sub>0</sub>	3,600	—		
敷地面積に対する生産施設の面積割合の基準	γ	0.65	0.65		
既存生産施設用の敷地計算係数	α	1.2	—		
項目	変更前(m <sup>2</sup> )	変更後(m <sup>2</sup> )	増減(m <sup>2</sup> )		
敷地面積	25,000	29,000	+4,000		
生産施設面積 (面積率)	4,100 (16.4%)	6,100 (21.1%)	+3,000 Δ1,000 増設最大可能面積 16,350		
	※面積率は小数点第2位以下を切上げ				
緑地面積 (面積率)	2,300 (9.2%)	4,400 (15.1%)	+2,200 Δ100 計2,100 必要面積 573		
	※面積率は小数点第2位以下を切捨て				
うち、様式第1備考2で区別することとされた緑地 (緑地面積に対する面積率)	—	500 (11.4%)	+500 算入最大可能面積 1,100		
	※面積率は小数点第2位以下を切上げ				
環境施設面積 (面積率)	3,300 (13.2%)	5,900 (20.3%)	+2,700 Δ100 計2,600 必要面積 725		
	※面積率は小数点第2位以下を切捨て				
敷地周辺部の環境施設 (面積率)	3,250 (13.0%)	5,800 (20.0%)	+2,650 Δ100		
	※面積率は小数点第2位以下を切捨て				

項目 区分	業種	生産施設面積		緑地面積		環境施設面積	
		当 変更面積	該 変 更 後 積	追加G <sub>0</sub>	次回G <sub>0</sub>	追加E <sub>0</sub>	次回E <sub>0</sub>
前回届出内容 (変更前の内容)	P1	—	4,100	2,300	2,800	1,975	4,675
	P2	—	—				
	P3	—	—				
	P4	—	—				
今回届出内容	P1	Δ1,000 +1,500	4,600	1,627	3,827	1,975	4,675
	P2	+1,500	1,500				
	P3	—	—				
	P4	—	—				
計算式							
$P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{F_{e,i}}{\gamma_i \alpha_i}$		左辺……+3,000 右辺…… $0.65 \times \left( 29,000 - \frac{3,600}{0.65 \times 1.2} \right) - (4,100 - 3,600 - 1,000) = 16,350$ 左辺 < 右辺 ∴ 準則に適合する。					
$G \leq \frac{P}{\gamma} \left( 0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$ $G \leq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$		左辺……2,200 右辺…… $\frac{3,000}{0.65} \times \left( 0.2 - \frac{2,300 - 100}{29,000} \right) = 572.94 \approx 573$ 左辺 > 右辺 ∴ 準則に適合する。 追加 G <sub>0</sub> = 2,200 - 573 = 1,627 次回 G <sub>0</sub> = (2,300 - 100) + 1,627 = 3,827					
$E \leq \frac{P}{\gamma} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$ $E \leq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$		左辺……2,700 右辺…… $\frac{3,000}{0.65} \times \left( 0.25 - \frac{2,800 - 100}{29,000} \right) = 724.13 \approx 725$ 左辺 > 右辺 ∴ 準則に適合する。 追加 E <sub>0</sub> = 2,700 - 725 = 1,975 次回 E <sub>0</sub> = (2,800 - 100) + 1,975 = 4,675					

※上記計算式は昭和49年6月28日以前に設置又は新築工事中の工場等についてのみ適用されます。